



# 小売業における労働災害発生状況と課題

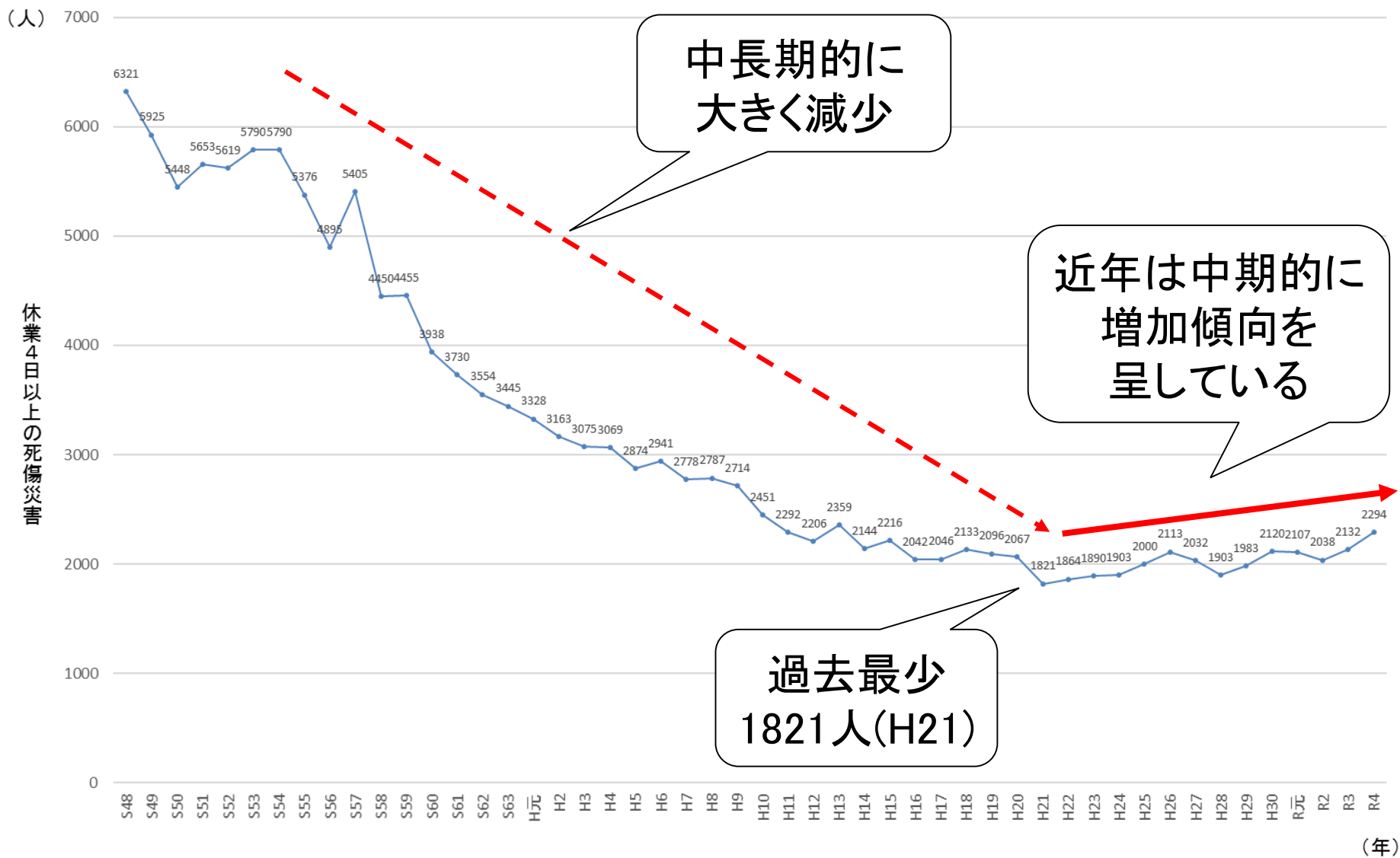
長野労働局労働基準部健康安全課

※本資料の労働災害発生状況は、すべて新型コロナウイルス感染症の罹患によるものを除いたもの。

# **長野県における労働災害の現状**

## **（休業4日以上の死傷災害）**

# 死傷者数の推移(昭和48年～令和4年)

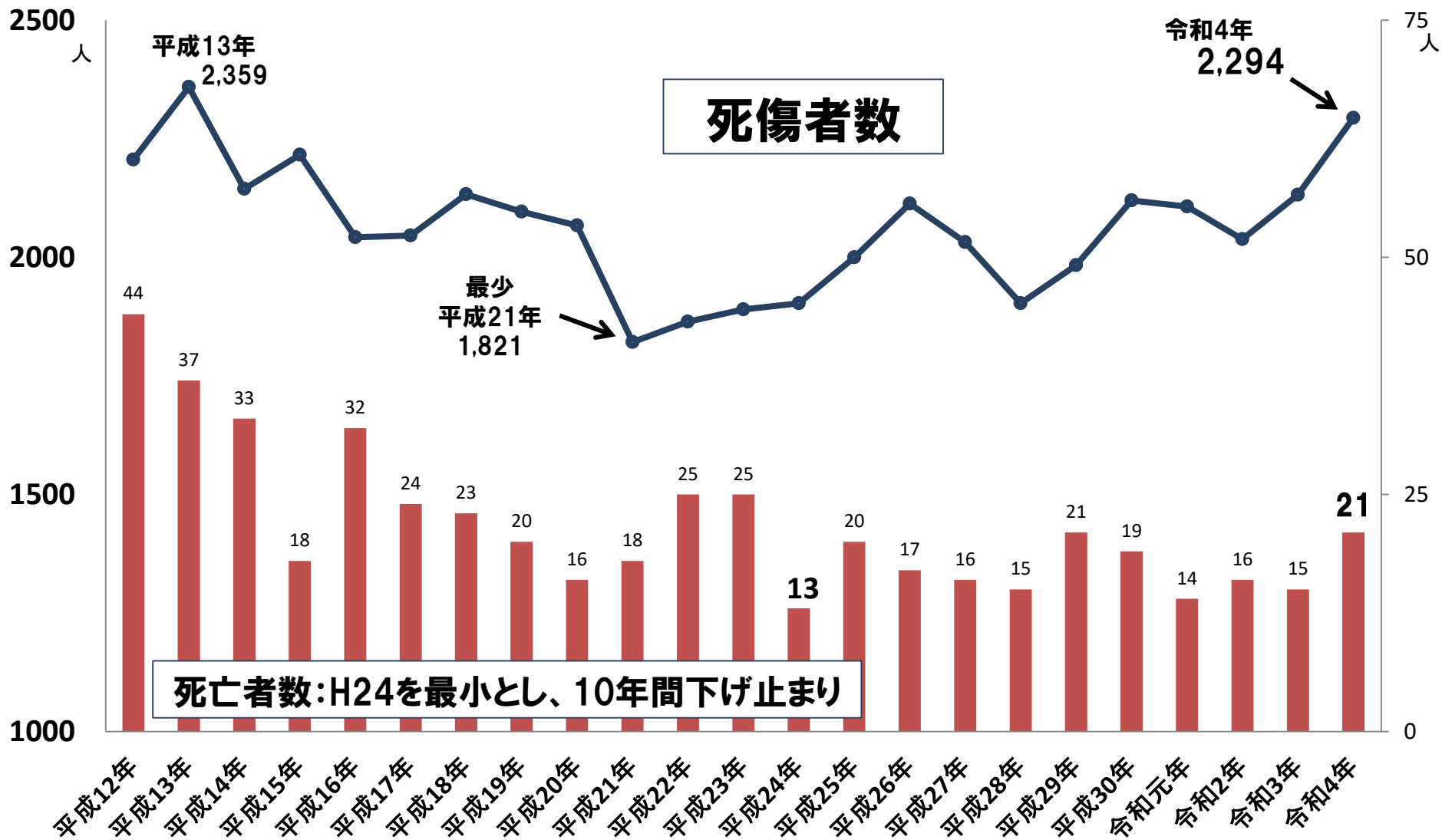


中長期的に大きく減少

近年は中期的に増加傾向を呈している

過去最少  
1821人(H21)

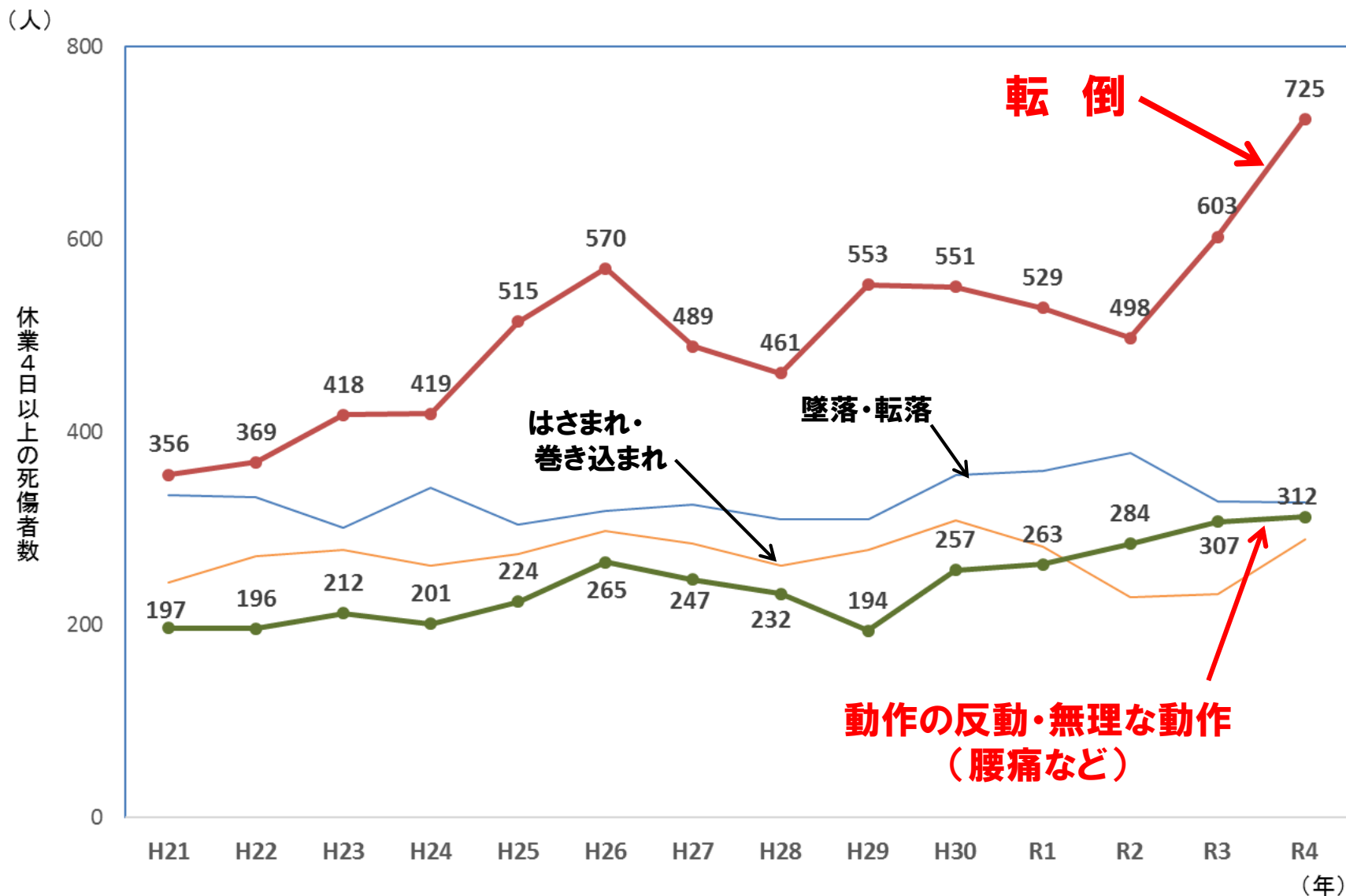
# 死傷者数の推移(平成12年～令和4年)



(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

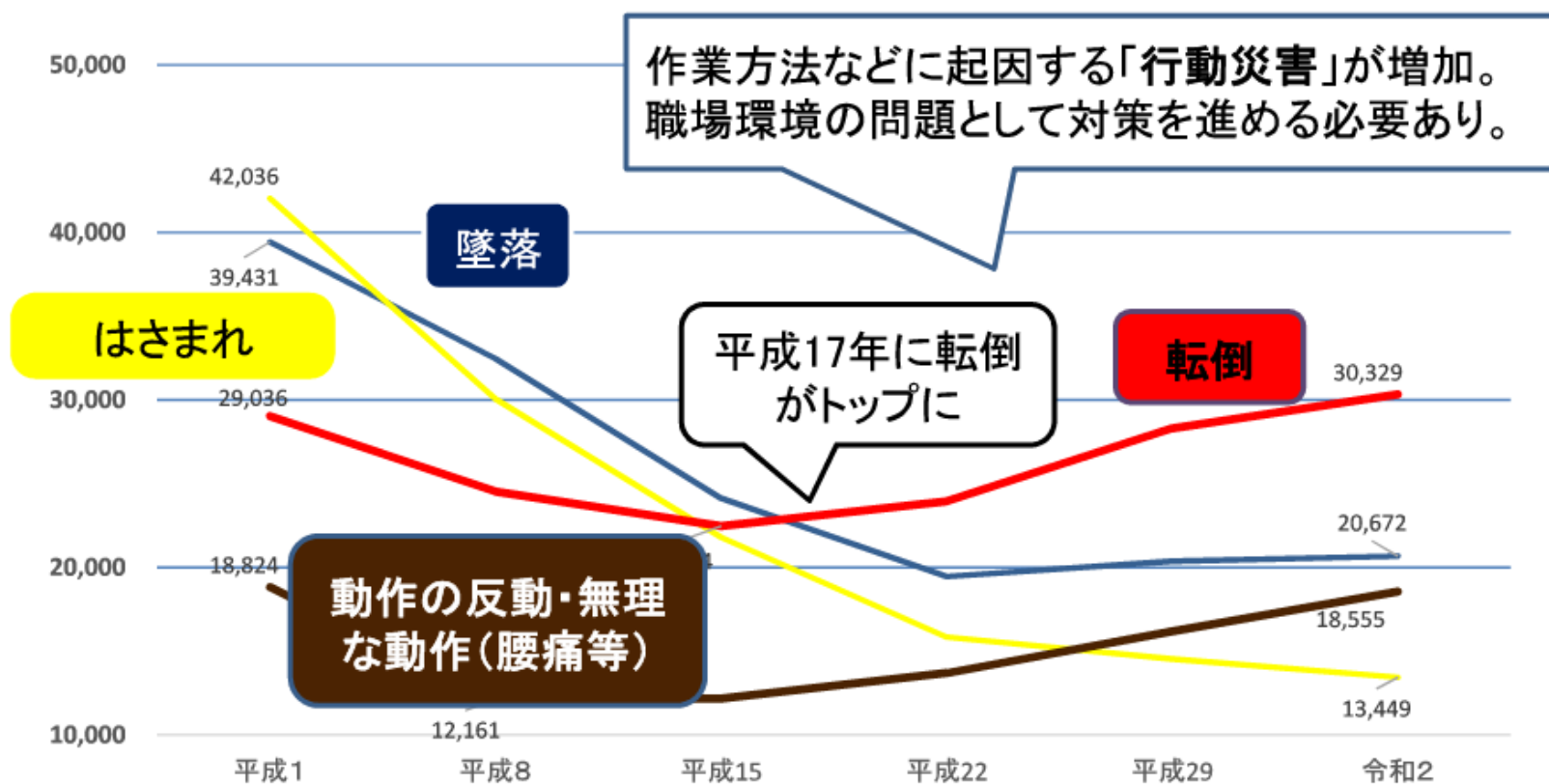
# 課題1：転倒や腰痛などの「行動災害」の増加が続く

## 主な「事故の型別」労働災害発生状況の推移(長野県・全産業)

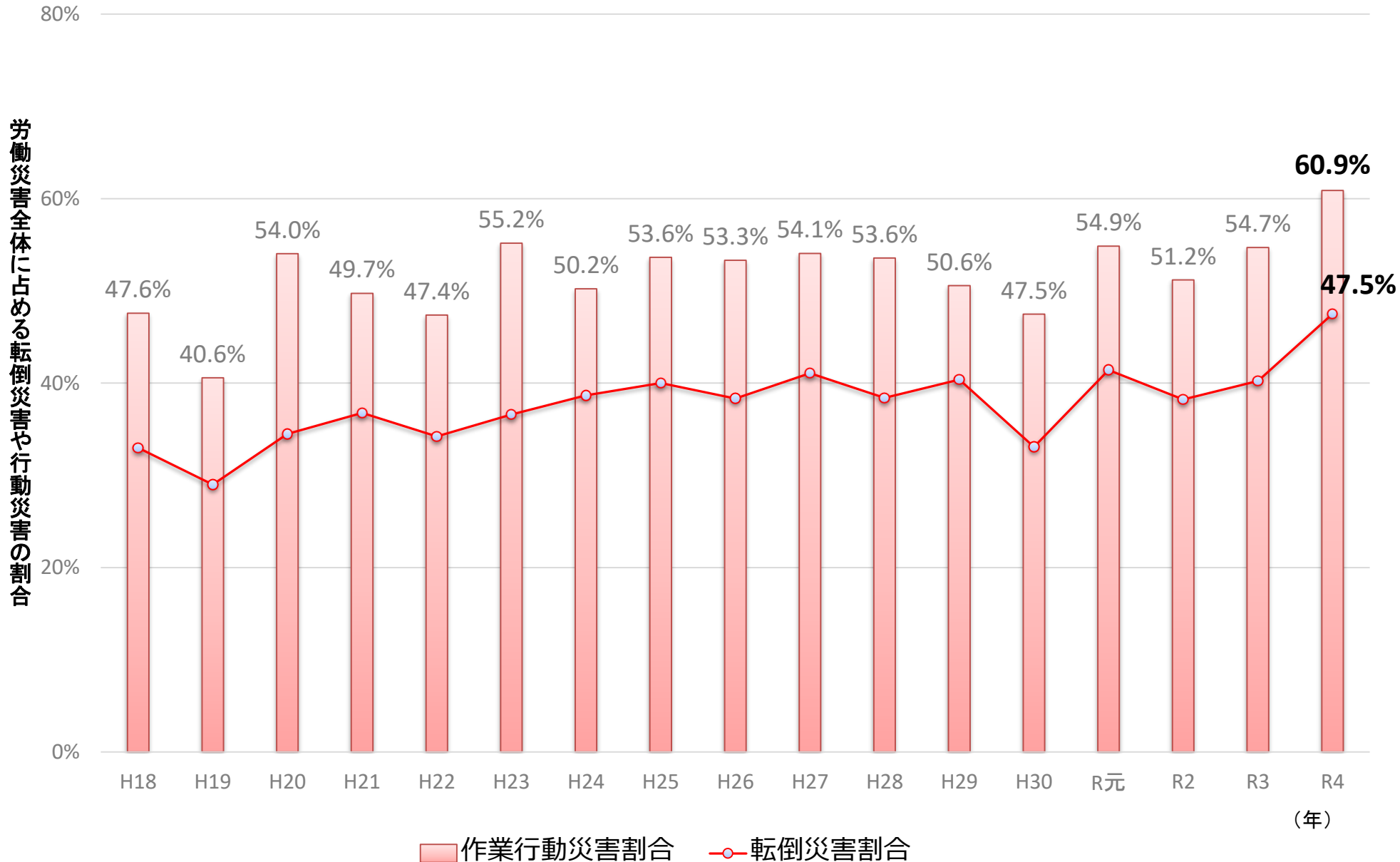


# 労働災害発生状況 「事故の型」別死傷災害の推移

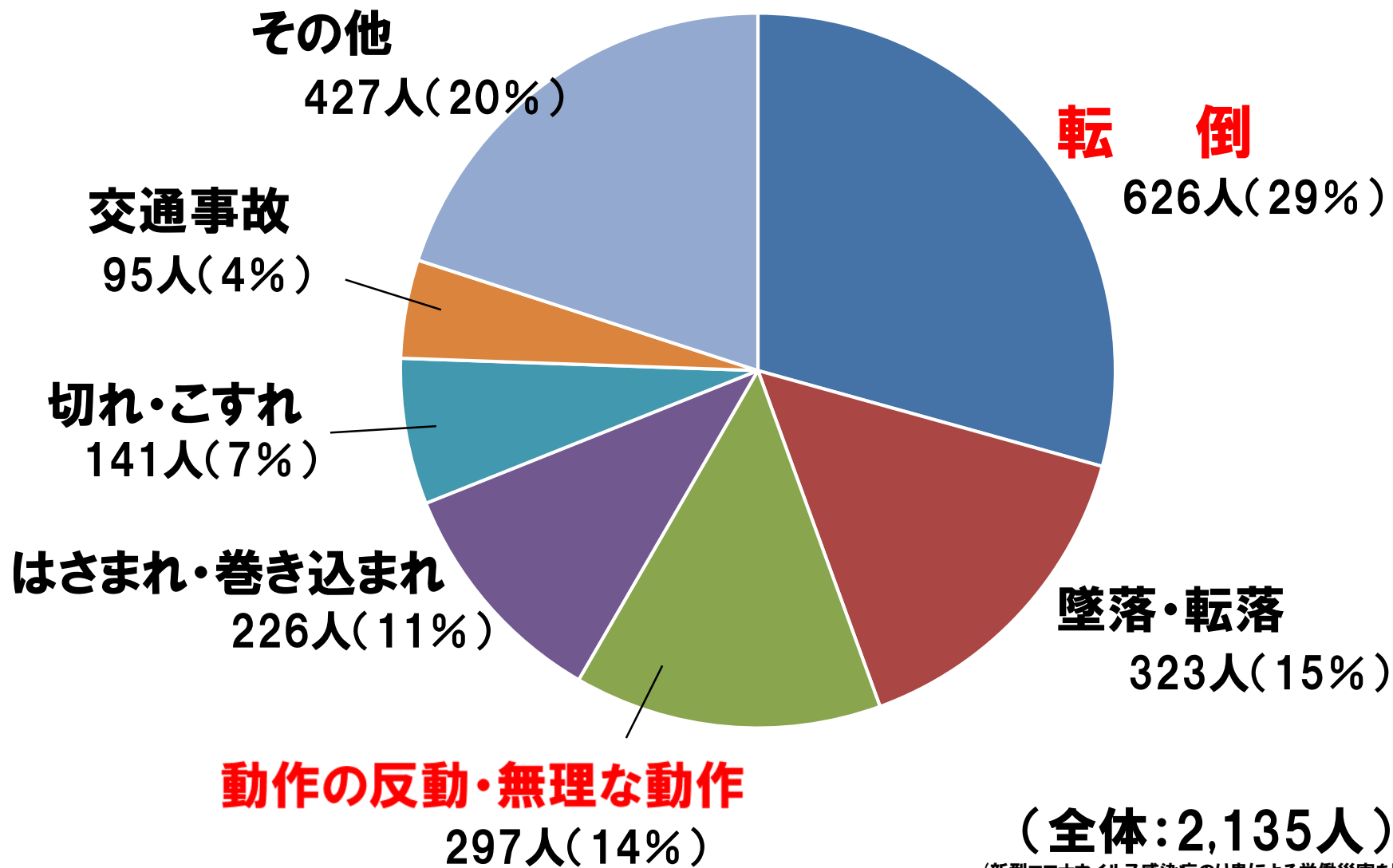
(全国・全産業)



# 小売業における行動災害の割合（長野県）



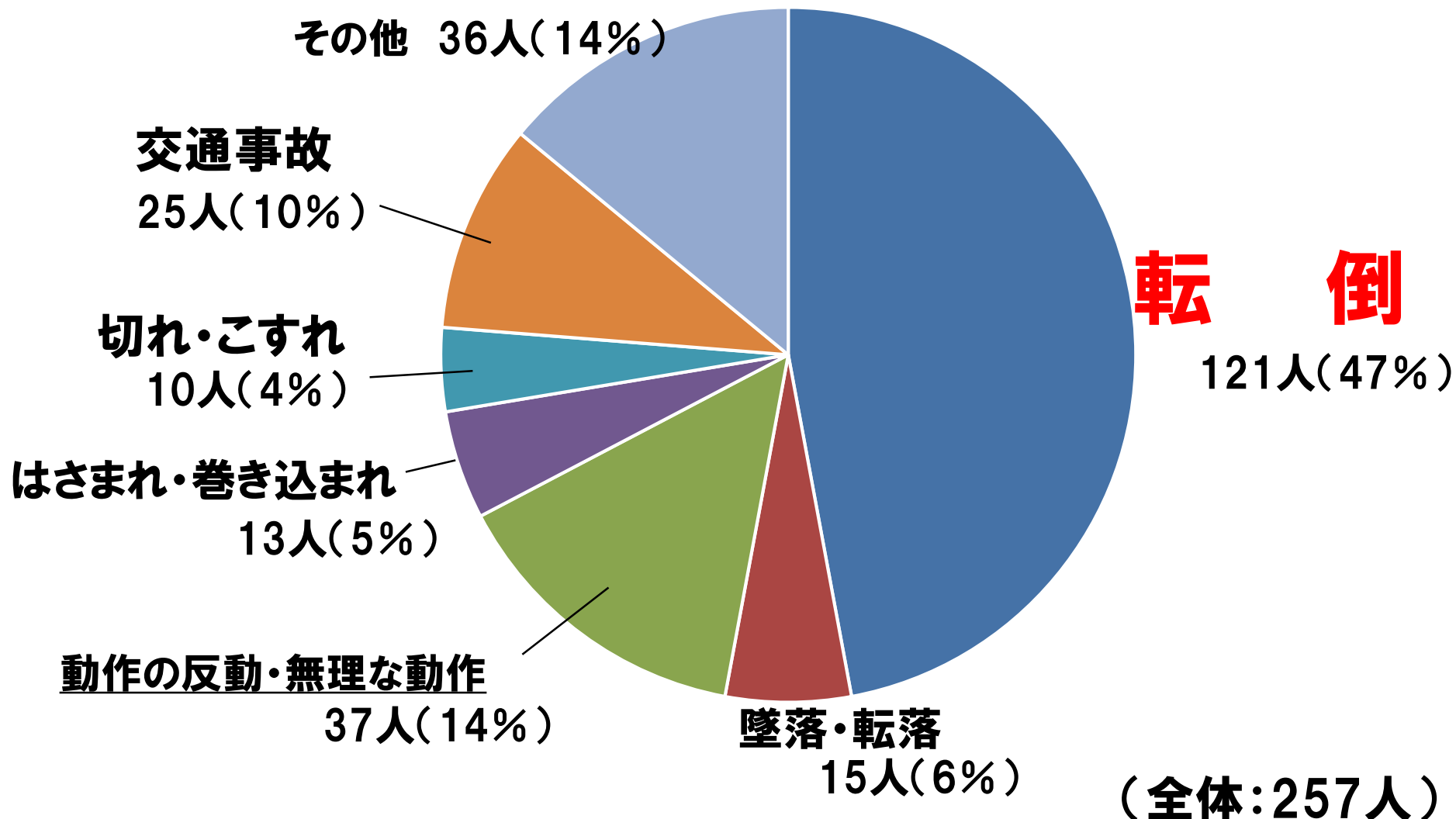
# 令和5年 事故の型別労働災害発生状況(速報値) (全産業)





# 小売業における「事故の型別」災害発生状況(令和5年速報値・長野県)

## ※ 「転倒」が約半数を占める

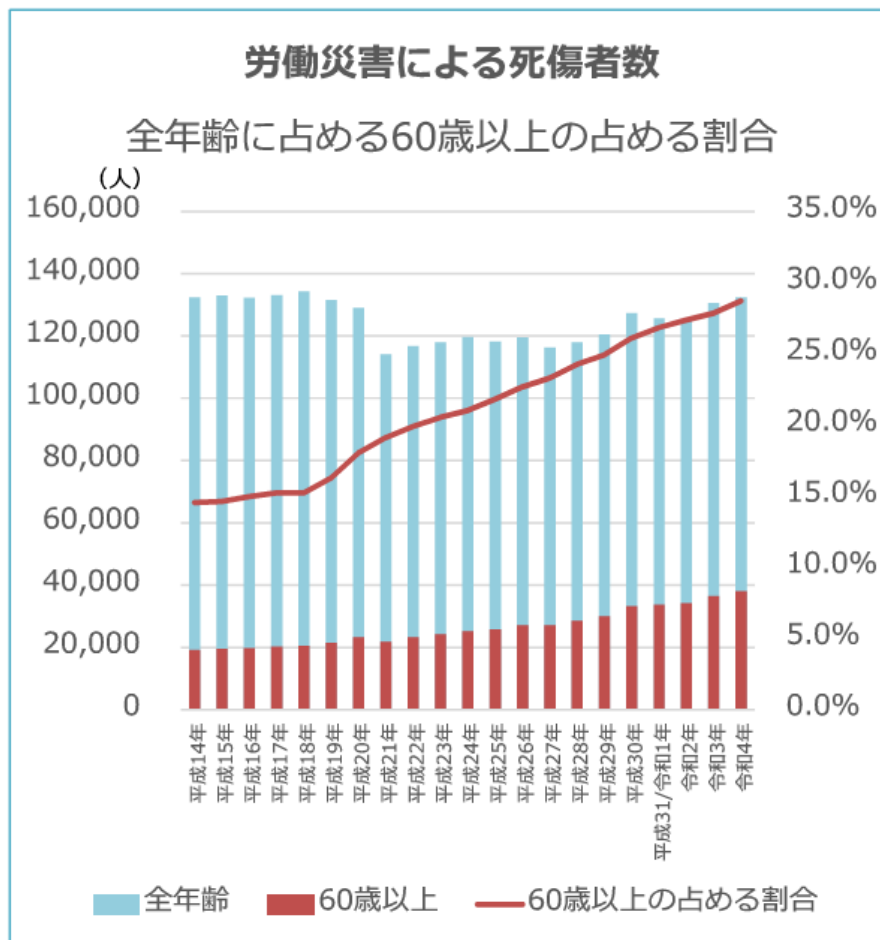
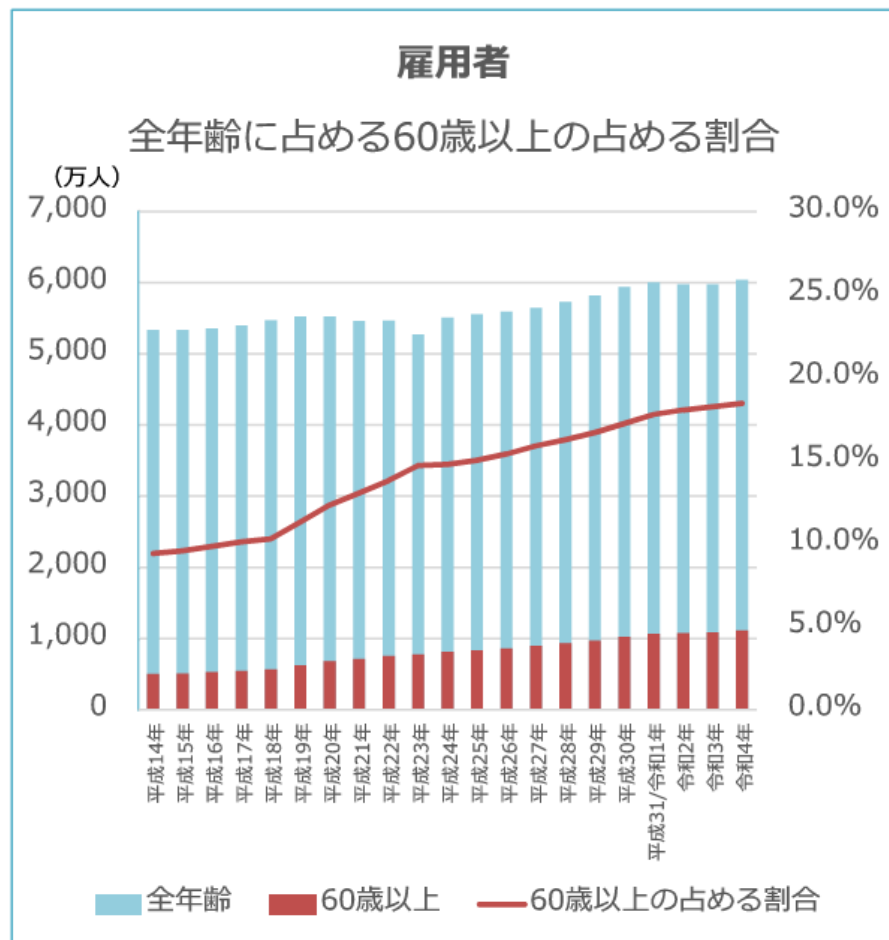


(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

## 課題2：60歳以上の労働災害の増加が続く

# 年齢別労働災害発生状況の推移(全国・全産業)

(高齢労働者は、若年層に比べ、災害発生率が高く、被災した場合の休業期間も長い傾向にある)



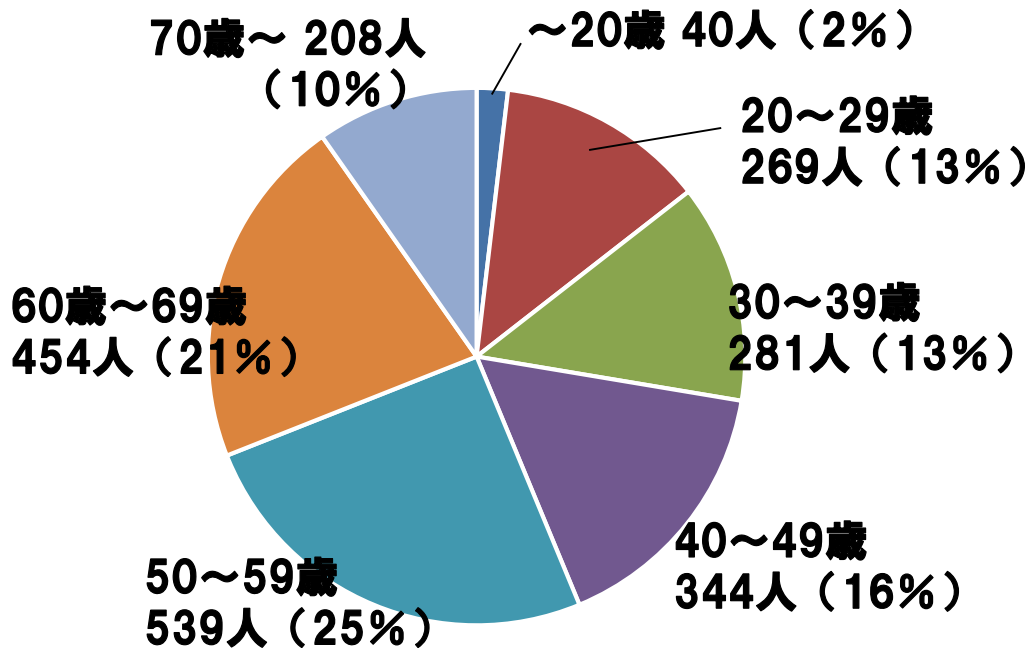
データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む）。  
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

# 令和5年 年齢別労働災害発生状況（速報値）

（全産業）

60歳以上の労働災害：31%

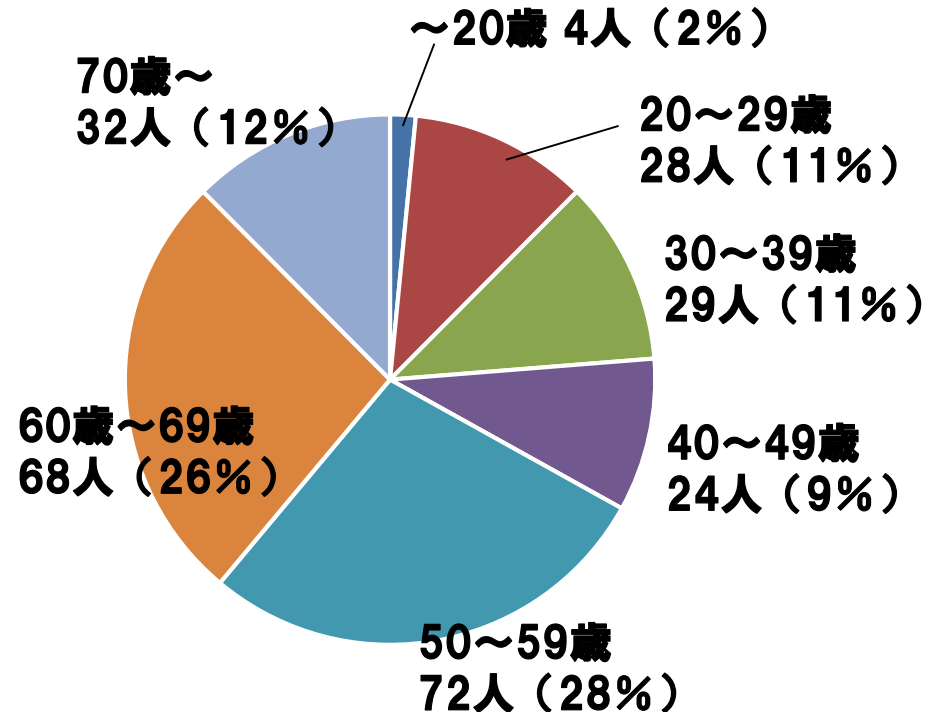


（全体：2,135人）

（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

（小売業）

60歳以上の労働災害：38%



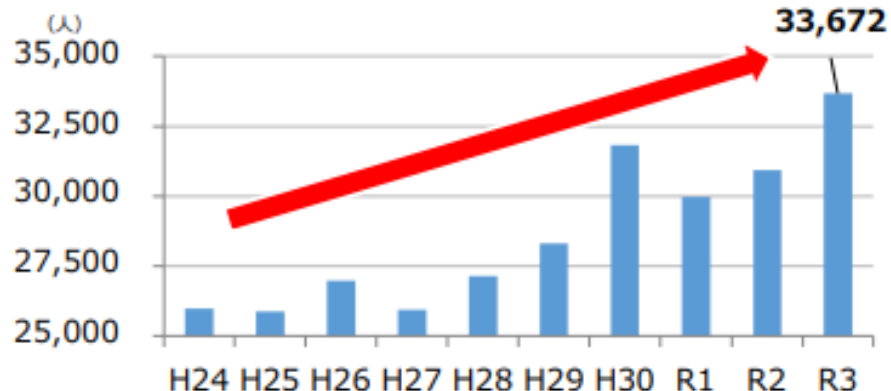
（全体：257人）

（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

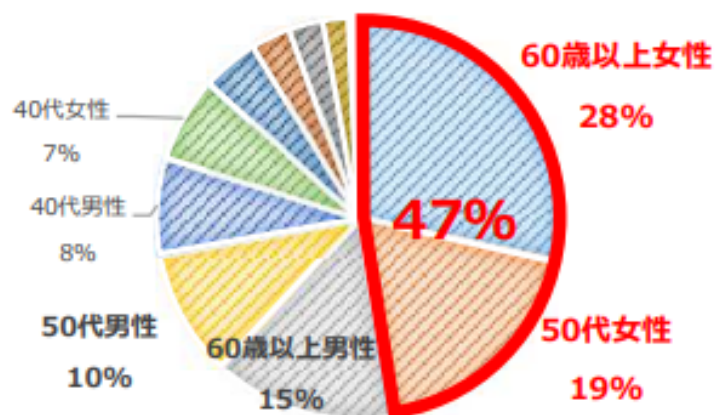
# 転倒災害防止

# 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）【全国】

転倒災害発生件数の推移



性別・年齢別内訳



## 転倒による怪我の態様

• **骨折（約70%）**

- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

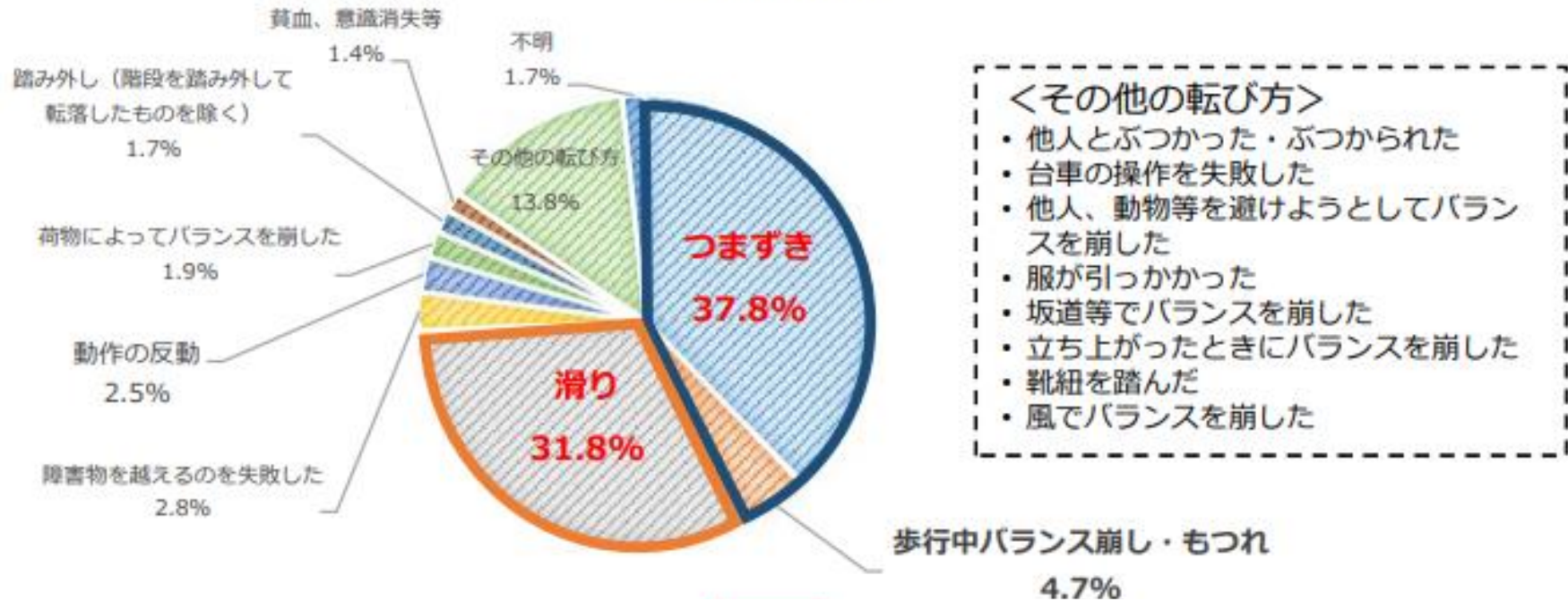
**47日**

## 転倒したのは...



転倒災害が起きているのは  
**移動のときだけではありません**

## 転倒時の類型



## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に**女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**  
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、**たった一度の転倒で寝たきりになることも**  
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防  
体力チェック  
(中災防)



ロコチェック  
(日本整形外科学会)



内閣府ウェブサイト

# 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☑ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
➤ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)




職場3分  
エクササイズ




中央労働災害  
防止協会  
転倒予防セミナー


- ☑  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
➤ バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底




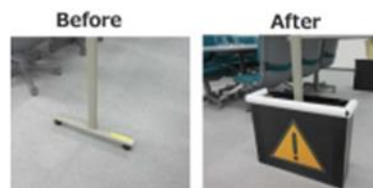
- ☑  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
➤ 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消

- ☑  作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)  
➤ 適切な通路の設定  
➤ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」



- ☑  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
➤ 設備、什器等の角の「見える化」

- ☑  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➤ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



# 「滑り」による転倒災害の原因と対策



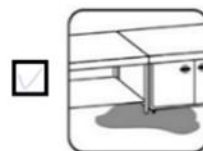
## 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

➤従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)



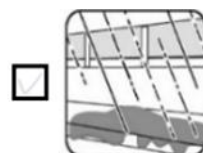
## 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)

➤水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)



## 水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)

➤滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)  
➤防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)  
➤隣接エリアまで濡れないよう処置



## 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

➤雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



エイジフレンドリー補助金

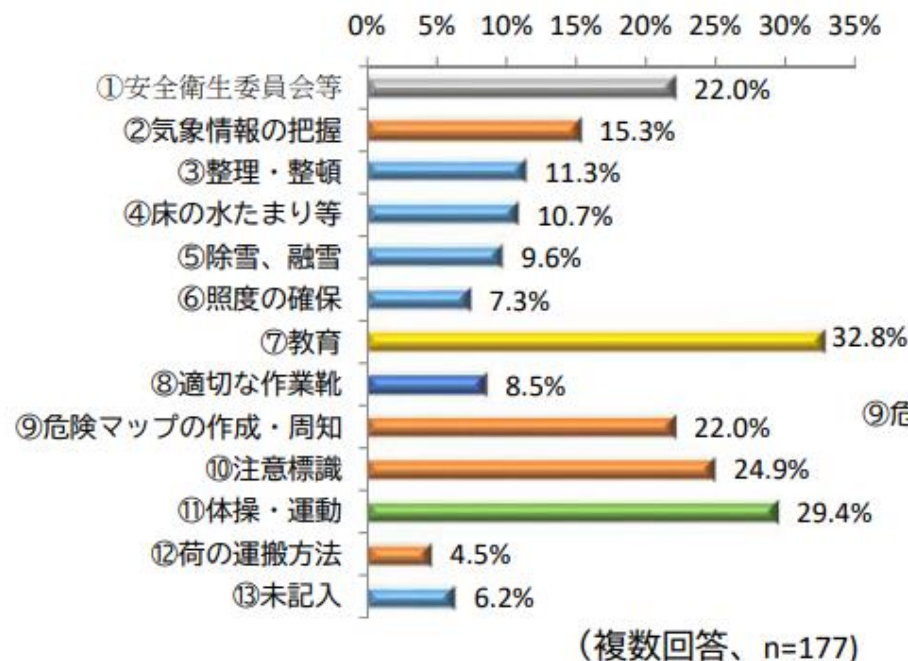


中小規模事業場  
安全衛生サポート事業

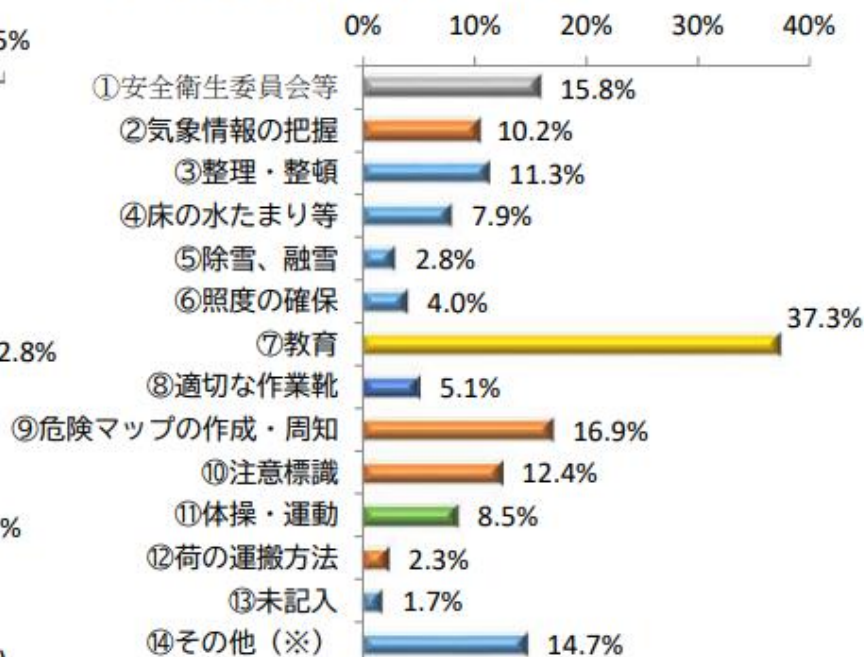


## 転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書集計結果（令和4年度分）

### 転倒災害が発生した原因として考えられるもの（複数回答）



### 今回の転倒災害を契機として新たに取り組むこととした対策（複数回答）



※ ⑭その他（主な対策）

- ・設備的な改善（段差の解消（つまづき対策）、滑り止めマットの設置等、自動融雪装置の設置（冬季災害防止）等）
- ・管理担当者の選任と職場巡視の徹底
- ・動線（通路等）の変更、危険区域への立入制限（冬季災害防止） 等

転倒災害が発生した原因として考えられるものとして、⑩注意標識や⑪体操・運動を挙げている一方で、新たに取り組むこととした対策としては、十分に取り組まれていない面が認められます。

厚生労働省では、「転倒予防・腰痛予防の取組」として、ホームページを公開し、転倒予防に使用できる標識例や教育用教材、転倒・腰痛予防体操動画「～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～」を公開しています。是非、ご活用ください。

# STOP！冬季労働災害

～転ばぬ先の「靴選び」と「凍結防止」を～

## STOP！冬季労働災害

～転ばぬ先の「靴選び」と「凍結防止」を～



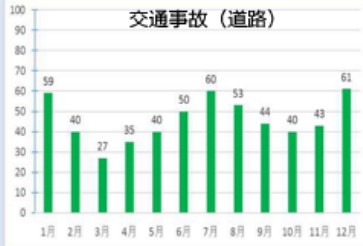
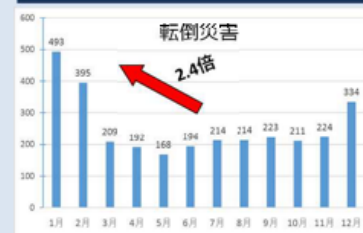
冬季は降雪や凍結等を要因とする転倒、交通事故、墜落等が多発しています。

特に1月の転倒災害発生リスクは、3～11月平均の2.4倍です。また、冬季特有の労働災害により、令和4年1、2月には2名の方が亡くなりました。ここ5年間では、凍結・圧雪によるスリップでの交通事故死4名を含む計9名が亡くなっています。

### 冬季労働災害による死亡事例

令和4年 旅館業	建物屋根の雨水、雪解け水を排水するための水路にできた氷柱（長さ約3～4m、以下「つらら」という。）をハンマーで叩いて撤去していたところ、崩れたつららの下敷きとなり死亡。
令和4年 卸売業	工場屋根に積もった雪が垂れ下がって、大きな雪庇（せっぴ）ができ、建築物の一部を損壊するおそれがあったため、被災者は、雪庇を落とす準備作業を行っていたところ、雪庇が落下し、その下敷きとなり死亡。

月別の労働災害発生状況（過去5年間合計）



※令和5年10月31日までに把握した労働者死傷病報告調べ。  
※死亡又は休業4日以上の労働災害（単位：人）  
※平成30年4月1日～令和5年3月31日発生

### まずは重点事項から！

1. 冬季に入る前までに準備期間を設定し、職場巡視等を実施しましょう。
2. 凍結しやすい箇所など転倒リスクの高い箇所に対して対策を講じましょう。
3. 交通労働災害を防止するため、早期の冬用タイヤへの交換、運転実施者への安全運転教育等を行いましょ。
4. 除雪・融雪等作業を行う場合は墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ災害等の危険性を作業開始前までに特定し、対策を講じましょう。

個別の労働災害防止対策は長野労働局「冬季災害防止特設コーナー」から！



### 転倒災害を防止しましょう！



1. 床面等は、くぼみや段差がなく、滑りにくい構造とし、凍結等で滑りやすいところは、滑り止めの措置を講ずるなどの措置のほか、除雪、融雪剤の散布により安全通路を確保しましょう。また、凍結路面等が見えにくい場所については、夜間の照明の照度を上げる等の対策を講じましょう。
2. 床等の水たまりや氷は放置せず、その都度除去するとともに、溜まりやすい箇所には吸水性のあるマットを敷く等の措置を講じましょう。
3. 履物は、凍結等のリスクに見合ったものを着用しましょう。また、靴底がすり減っていないかを点検しましょう。
4. 階段には、滑り止めや手すりを設け、走らず、一段飛ばしを行わないようにしましょう。
5. 凍結の有無を確認してから次の動作に移るようにしましょう。特に「ながら歩き」等の危険行動については厳禁とするよう注意喚起を行い、また、凍結のおそれのある場所では、滑り等による転倒等を意識して歩き、むやみに走らないようにしましょう。
6. 服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行は避けましょう。また、作業服装は着ぶくれとにならないよう配慮しましょう。
7. 建物等の入口には、雪、水分を除去するためのマットやブラシ等を備え、凍結の要因となる水分を持ち込まない措置を講じるとともに、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策を実施しましょう。
8. 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成を行い、関係者に周知しましょう。
9. 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直しを行いましょ。
10. 上記1から9の事項について、労働者に対して周知・注意喚起等すべきものについては、教育やミーティングの場を通じて適時周知等しましょう。

### 滑りにくい「靴底」の冬靴を選び、凍結した路面や雪の上での転倒に備えましょう！

※ただし、道路等の床面によっては、却って滑りの原因となる場合やマット等に引っ掛かるなど転倒の危険がありますのでご注意ください。

<p>・ビン・金具付きの底</p> <p>先の尖った金具のビンや金具が靴底に取り付いており、かたい氷を潰くひっかけ突き刺します。</p>	<p>・軟らかいゴム底</p> <p>軟らかいゴム底を使った靴底は、路面に対する接着力が強いいため、滑りにくくなっています。</p>	<p>・深い溝のある靴底</p> <p>深い溝のある靴底は、路面に対するグリップ力が強く滑りにくくなっています。靴底が軟らかいものを履く方が効果的です。</p>	<p>・滑り止め材入りゴム底</p> <p>滑り止め材が加工されている靴底は「やすり」のように路面の表面を引っかくため滑りにくくなっています。</p>
--	--	--	---

### 事務所出入口のヒートマットの設置例



凍結等により滑りやすくなる箇所には事前の対策を！

### 転倒危険場所の見える化ステッカー



厚生労働省ホームページにて「危険の見える化ステッカー」で検索

# 高年齢労働者の災害防止

# エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

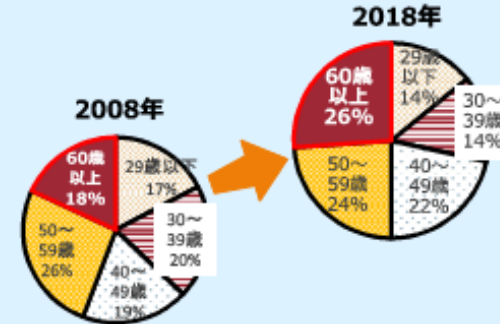
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

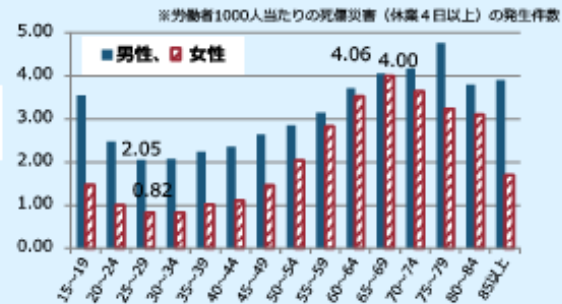
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



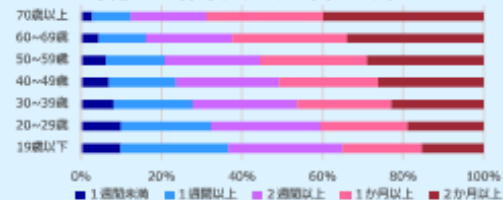
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

## エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

### 事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

#### 1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



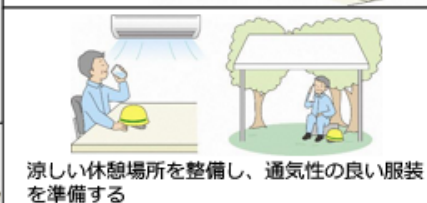
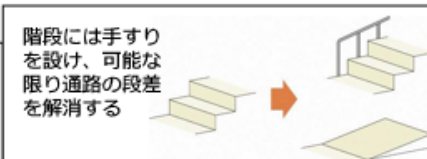
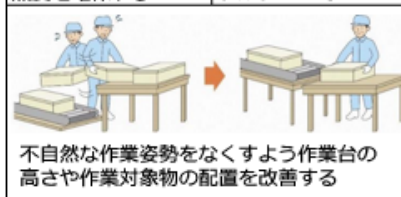
#### 2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

##### 対策の例



警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等是有効視野を考慮



- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
- ・高齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

### 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### (1) 健康状況の把握

- ・健康診断を確実に実施します
- ・職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

#### (2) 体力の状況の把握

- ・主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

#### 注意点

- ・安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

**体力チェックの一例**

転倒等リスク評価セルフチェック票

1. 身体機能計測結果

① ステップテスト (歩行能力/筋力)

歩行の標準値: 10分/2000歩

下段評価欄に該当する数を入力 → 評価

評価	1	2	3	4	5
歩数	~124	125	130	147	160+
歩速	~1.39	~1.40	~1.45		

② 座位スピンディングテスト (敏捷性)

歩行の標準値: 30分/20回

下段評価欄に該当する数を入力 → 評価

評価	1	2	3	4	5
回数	~24	25	29	44	49+
時間	~28	~29	~43	~47	

③ フォンクショナルリフト (動作バランス)

歩行の標準値: 0分

下段評価欄に該当する数を入力 → 評価

評価	1	2	3	4	5
歩数	~19	20	30	36	40+
時間	~29	~29	~29	~29	

④ 階段昇り立ち立 (動作バランス)

歩行の標準値: 0分

下段評価欄に該当する数を入力 → 評価

評価	1	2	3	4	5
歩数	~7	7.1	17.1	31.1	31.1+
時間	~12	~12	~25	~25	

⑤ 階段降り立ち立 (動作バランス)

歩行の標準値: 0分

下段評価欄に該当する数を入力 → 評価

評価	1	2	3	4	5
歩数	~15	15.1	30.1	44.1	120.1+
時間	~30	~30	~30	~30	

詳しくはこちら →

身体機能計測の計測データをExcelシートにダウンロード

- (3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

### 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
- 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- 例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を行います

#### 取組の例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」  
<https://youtu.be/9JCi6oXS81Y>  
 (令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



### 5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧に教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

# 【参考】エイジフレンドリー補助金

中小企業事業者の皆さまへ

令和5年度(2023年度)版

## 「令和5年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

「令和5年度エイジフレンドリー補助金」は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」といいます。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢労働者の労働災害が増えています。
- 「**高齢労働者の労働災害防止コース**」では、高齢労働者が安全に働けるよう、高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。
- 「**コラボヘルスコース**」では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。
- 高齢労働者の労働災害防止、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

### 補助金申請期間 令和5年6月12日～令和5年10月末日

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者(※1) (3) 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者(※1) (3) 労働者を常時1名以上雇用している (高齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です。)
補助対象	高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費(機器の購入・工事の施工等)	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1/2	3/4
上限額	100万円 (消費税を除く)	30万円 (消費税を除く)
注意事項	※2コース併せての上限額は100万円です。 ※2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください。 (月を変えて別々の申請はできません)。 ※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 全ての申請者に交付されるものではありません。	

#### (※1) 中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下 5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
 ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

## 高齢労働者の労働災害防止コース

- 高齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止のための取組に要する費用を補助対象とします。

- 1 転倒・墜落災害防止対策に関する費用
- 2 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策に関する費用
- 3 暑熱な環境による労働災害防止対策に関する費用
- 4 その他の高齢労働者の労働災害防止対策に関する費用

### ●具体的には次のような対策が対象となります●

#### 1 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業床や通路のつまずき防止対策(作業床や通路の段差解消)(※)
  - ◆ 作業床や通路の滑り防止対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
  - ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
  - ◆ トラック荷台等の昇降設備の導入
  - ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)
  - ◆ 階段への手すりの設置(※)
  - ◆ 身体機能のチェックや運動指導の実施
- (※) 法令違反状態の解消を回るものではないこと  
 ★ 転倒災害対策のポイントは、厚生労働省HPをご確認ください。

労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう  
 (URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



#### 2 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフト(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における軽便介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施
- ◆ 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止のための運動指導の実施

#### 3 暑熱な環境による労働災害防止対策

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入

#### 4 その他の高齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

※労働者個人ごとに費用が生じる対策(運動指導、体温を下げるための機能のある服、ウェアラブルデバイス、パワーアシストスーツ等)については、対策にかかわる高齢労働者の人数分に限り補助対象とします。

対象となる対策の具体例、補助の対象とならないものについては、エイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ内にあるQ & Aにまとめています。申請前に必ずご確認ください。

エイジフレンドリー補助金事務センターHP: <https://www.jashcon-age.or.jp>

#### 【財産を処分する場合の承認申請(必要な場合に手続きしてください)】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

★注: 申請内容確認のため、コンサルタント会が実地調査することがあります。

